

公益社団法人隊友会 東京都隊友会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京都隊友会（以下「都隊友会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を都隊友会事務局長の自宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）定款第3条の規定に基づき、国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて都隊友会会員の福祉の増進を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- (2) 自衛隊諸業務に対する各種協力
- (3) 予備自衛官等に対する支援
- (4) 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関する事
- (5) 殉職自衛隊員の遺族に対する援助
- (6) 地域社会の健全な発展に寄与すること
- (7) ホームページ等による広報及び「隊友」紙等の配布
- (8) 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関する事
- (9) 隊友会理事長から委託された事業
- (10) その他前条の目的を達成するにふさわしい事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、隊友会定款第5条の規定に基づき次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、隊友会の趣旨に賛同した者
 - イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、隊友会の趣旨に賛同した者
 - ウ 第1号ア及びイに規定する正会員のうち、年度ごとに年会費を納入する会員を

「年会員」、年会費の10年分を1回で納入した会員を「終身会員」と称する。

(2) 賛助会員

現に自衛隊に在職し、隊友会の趣旨に賛同した者

(3) 特別会員

前2号以外で隊友会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人の特別会員のうち、正会員の家族(遺族を含む。)を「個人特別会員(家族)」とし、その他を「個人特別会員(一般)」とする。

(会費及び寄付金)

第6条 会員は、隊友会定款第7条及び隊友会規則第1号第9条に定める会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費の徴収は、各支部(都隊友会直轄の場合は都隊友会事務局)において行う。ただし、部隊等退職時の入会申込者(以下「即日入会者」という。)の会費は、隊友会本部(以下「本部」という。)において徴収される。

3 本会に係わる特別会員(個人及び法人等会員)の会費は、年額一口1万円を基準とするが、個人特別会員(家族)の会費は正会員の半額以下(支部長所定)とし、それぞれ本会又は支部において徴収する。

4 終身会員が帰住先居住地を入会后5年以内に変更した場合には、本会の残年数に応ずる会費を変更先の県隊友会長に移管する。ただし、5年を経過した終身会員の居住地変更については会費を移管しない。

5 本会は、必要に応じ、終身会員に対し会運営のための経費の一部負担を求めることができる。この場合の金額は、年会費を基準とし、寄付金として取り扱う。

(入会及び再入会)

第7条 隊友会に正会員として入会を希望する者は、隊友会規則第1号「会員規則」第3条に定める入会申込書兼会員カード(以下「会員カード」という。)に会費及び写真1枚を添えて都隊友会会長(以下「都会長」という。)に申し込むものとする。ただし、即日入会者は、退職時の部隊において入会手続きを行うものとする。

2 都会長は、入会希望者から隊友会規則第1号第4条第3項の規定に基づき直接又は支部長を経由して入会の申し込みを受けた場合は、会費の納入日を入会日とし、隊友会理事長の承認を受けるものとする。

3 個人特別会員及び法人等特別会員への入会希望者は、隊友会規則第1号第6条に定める入会申込書に会費を添え、直接又は支部長を経由して都会長に申し込むものとする。
なお、都会長は隊友会理事長の承認を受けるものとする。

4 都会長は、隊友会規則第1号第7条第1項の規定に基づき入会申込者の審査を行い、当該被承認者に対して、隊友会規則第1号別紙第5(正会員証)又は同規則別紙第6(特別会員証)に定める会員証を交付し、入会決定を通知するものとする。

なお、退会した会員が再入会する場合には、隊友会規則第1号に定めるところによ

り措置するものとする。

(任意退会)

第8条 本会の正会員及び特別会員は、隊友会定款第8条の規定により退会しようとするときは、隊友会規則第1号に定める退会届を所属支部長を経由して都会長に提出するものとする。

(除名)

第9条 会員が隊友会定款又は隊友会規則に違反したとき、或いは隊友会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたときは、第30条第3項に定める都隊友会総会（以下「都総会」という。）の議決によって、隊友会理事長に除名の上申をすることができる。

(会員資格の喪失)

第10条 本会の会員は、前2条に定める場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。その場合、支部長の報告に基づき都会長は、本人に通知するとともに、正会員名簿に資格喪失理由（年月日）を記入して管理する。

- (1) すべての正会員の同意があったとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 連続2年度以上会費を納入しないとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

(居住地移転の届け出)

第12条 正会員は、居住地を移転する場合には、所属支部長（都隊友会直轄の場合は直接都会長）に届け出るものとする。

2 届け出を受けた支部長は、会員カードを添えて都会長に報告するものとする。

3 都会長は、正会員の移転について、所要の手続きを行うとともに、関係先の県隊友会長に会員カードを添えて通報するものとする。

第3章 都隊友会の役員

(種別及び選任)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事役 10名以上40名以内。ただし、理事役のうち、1名を都会長とし、若

干名を都副会長とする。

(2) 監事役 3名以内

- 2 理事役及び監事役は、理事役会に年間2分の1以上出席可能で、かつ、理事役会の推薦を受けた正会員の中から都総会の議決により選任する。ただし、相互に兼ねることができない。
- 3 都会長は、先ず理事役会の議決により選定し、支部長等会議の同意を得た後、隊友会理事長に推薦する。次いで隊友会理事長は、都隊友会から推薦された都会長候補者を隊友会理事会の承認を経て都会長に委嘱する。その後速やかに第30条に規定する都総会に報告するものとする。
- 4 都副会長は、理事役会の議決により選定し、都総会に報告するものとする。

(職務)

第14条 都会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 都副会長は、都会長を補佐し、都会長に事故あるときは、その職務を代理する。その代理順序は、副会長就任順、次いで年齢順を基準とする。
- 3 理事役は、理事役会において、本会の業務を遂行するほか、都会長の指示により、防災・会計・広報等の会務を分掌する。
- 4 監事役は、本会の資産会計及び業務の執行状況を監査する。また、理事役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第15条 都隊友会役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の都隊友会役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 都隊友会役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 都隊友会役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、又は都隊友会役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中であっても都総会の議決により、これを解任することができる。

第4章 都隊友会顧問等

(都隊友会顧問等)

第17条 本会に都隊友会顧問及び都隊友会参与を置く。

- 2 都隊友会顧問は、元都会長及び著しい貢献のあった者等のうち、理事役会が推薦した者に対し、都会長が委嘱する。
- 3 都隊友会参与は、元都隊友会役員のうち、会務遂行上必要と認める者又は著しい貢献のあった者等に対し、理事役会の承認を得て都会長が委嘱する。

- 4 都隊友会顧問及び都隊友会参与は、都会長が必要と認めた事項につき、その諮問に応ずる。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長（常勤・有給）及び都会長の指名する理事役（非常勤・無給）をもって構成する。
- 3 事務局は、通常次の業務を処理する。
 - (1) 会議で使用する資料の準備
 - (2) 会議等における議事録の保管
 - (3) 隊友紙及び年次報告等の配布
 - (4) 会員名簿等の管理
 - (5) ホームページの運営等
 - (6) 渉外事務（東京地方協力本部及び本部事務局等との連絡・調整を含む。）
 - (7) 会計事務
 - (8) パソコン・プロジェクター等の管理等
 - (9) その他、都会長の命ずること

第6章 下部組織

第1節 組織の構成

(構成)

第19条 本会は、隊友会定款第63条及び隊友会規則第4号の規定に基づき、下部組織として支部を置く。また、必要に応じて地区支部協議会を設けることができる。

- 2 本会、並びに支部及び地区支部協議会(以下「支部等」という。)は、部会を設けることができる。

第2節 支部

(設置及び改廃)

第20条 支部は、地域支部及び職域支部に区分する。

- 2 地域支部は、原則として市・区・町・村ごとに設置し、その設置及び改廃は、理事役会の議決を経て、都会長が行う。

なお、地域支部の呼称は、通常その市・区・町・村名を冠称する。この場合、市・区・町・村の文字は省略することができる。また、「隊友会」に地域名のみを冠して略称することができる。

- 3 やむを得ず数個の市・区・町・村を併せて1個の支部を設置する場合は、適宜の名を冠称することができる。また、「隊友会」に適宜の名を冠して略称することができる。

4 職域支部の設置及び改廃は、その組織の代表者又は支部長の申し出により、都会長が承認する。

なお、職域支部の呼称は、通常その職域名を冠称する。また、「隊友会」に職域名のみを冠して略称することができる。

(機能)

第 21 条 支部の機能は、次のとおりとする。

- (1) 都隊友会組織の基本単位として第 4 条に定める事業を行う。
- (2) 会員の親睦実践の核心となる。
- (3) 本会等上部機関から委嘱された事業を実施する。

(支部の事務所及び事務)

第 22 条 支部の事務所を特設しない場合には、支部長（又は支部事務局長）の住所をその事務所の所在地とする。

2 支部は、通常次の事務を処理する。

- (1) 会員名簿（会員カード等）の整備記入
- (2) 会費の徴収
- (3) 隊友紙等の配布
- (4) その他、本会から事業計画等に基づき委任された事務及び当該支部の総会等で議決された事項

(支部役員)

第 23 条 支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部理事役 20 名以内。ただし、1 名を支部長、若干名を副支部長、1 名を会計担当とする。
 - (2) 支部監事役 1 名以上
- 2 支部役員は、支部の総会において選任し、支部長、副支部長及び会計担当は、支部理事役の互選により選出する。
- なお、支部長は都会長の委嘱を受けるものとする。
- 3 支部長は、支部を代表し、この規約に定めるところにより支部を運営する。
 - 4 支部長以外の支部役員は、支部長を補佐し、その業務を遂行するものとする。

(支部顧問及び支部相談役)

第 24 条 支部長は、支部顧問及び支部相談役を委嘱することができる。

第 3 節 地区支部協議会

(設置及び改廃)

第 25 条 地区支部協議会は、隣接する数個の支部をもって、必要に応じてこれを設ける。

地区の区分は、東京地方協力本部の地区隊等の担当地域を基準とし、設置及び改廃を希望する支部長が連名で都会長に申請するものとする。

2 地区支部協議会は、地区の名又は適宜の名を呼称することができる。

(機能)

第 26 条 地区支部協議会は、地区内における各支部相互の連携、支部にまたがる事務の調整及び都会長がその都度委託する事業を実施するものとする。

2 地区支部協議会長は、地区内各支部の会務について、所要に応じ、指導・調整を行うことができる。

(地区支部協議会の役員及び事務所)

第 27 条 地区支部協議会には、所要に応じ、役員を置くことができる。

2 地区支部協議会長は、関連する支部長の互選により選任して都会長に報告するものとし、その他の役員は第 3 章を準用する。

3 事務所を特設しない場合には、地区支部協議会長の住所をその事務所の所在地とする。

第 4 節 部 会

(部会)

第 28 条 本会と支部等は、会員の出身、職種、部隊及び現在の環境等により、それらを中心として親睦活動等を行う場合に部会を設けることができる。

2 部会の活動は、本会及び支部等との連携に留意して実施し、その成果の拡充に努める。

第 7 章 会 議

(種別)

第 29 条 本会の会議は、都総会、理事役会及び支部長等会議の 3 種とする。都総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事役会は通常理事役会及び臨時理事役会とする。支部長等会議は必要に応じて行う。

2 前項のほか、必要に応じて副会長等会同を行う。

(都総会)

第 30 条 都総会は、正会員をもって構成し、通常総会は年 1 回、年度開始後 2 箇月以内に開催する。また、臨時総会は、理事役が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上若しくは監事役から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

なお、都総会は状況により支部長等会議の構成員をもって開催することができる。

2 都総会は、本会の最終決議機関として、次の事項を議決する。

なお、都会長は理事役会で議決された都隊友会事業計画及び収支予算を報告しなければならない。

(1) 会員の除名に関する隊友会理事長への上申

- (2) 都隊友会事業報告及び決算の承認
 - (3) 都隊友会規約の変更
 - (4) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
 - (5) 都会長が付議した事項
 - (6) その他法令又はこの定款で定められた事項、並びに本会の運営に関する重要な事項
- 3 招集は、都会長が行い、会議の目的、日時、場所、議題等を示して、開会日の10日前までに文書等をもって通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 4 議長は、出席正会員の互選により選任する。議長が選任されるまでの間の仮議長は、都会長がこれに当たる。
- 5 定足数は、正会員の2分の1以上とする。
- 6 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。やむを得ない理由のため、会議に出席できない会議の構成員は、あらかじめ議案として通知された事項について書面による表決、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合には、定足数及び議決について出席したものとみなされる。

(理事役会)

- 第31条 理事役会は、理事役をもって構成し、通常理事役会は原則として年2回、2月末及び年度前半に開催する。また、臨時理事役会は、都会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 理事役会は、本会の執行機関として、次の事項を議決する。
- (1) 都隊友会事業計画及び収支予算
 - (2) 都隊友会事業報告及び決算の承認
 - (3) 都総会において議決された事項の執行に関する事項
 - (4) 都総会に付議すべき事項の承認
 - (5) その他、都総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 招集は、第30条第3項の規定を準用して、都会長が行う。
- 4 議長は、都会長がこれに当たる。
- 5 定足数は、構成員の2分の1以上とする。
- 6 議決は、第30条第6項の規定を適用する。

(支部長等会議)

- 第32条 支部長等会議は、地区支部協議会長、支部長及び都隊友会役員をもって構成し、都会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 支部長等会議は、本会運営の具体的な実行に関する連絡調整機関として、次の事項を行う。
- (1) 都隊友会事業計画等に関する意見提出及び周知徹底
 - (2) 都隊友会の事業等の具体的実施要領に関する意見提出及び周知徹底

- (3) 正会員の活動に関する調整
 - (4) 支部の運営要領に関する調整
 - (5) その他、都会長が付議した事項
- 3 招集は、第30条第3項の規定を準用して、都会長が行う。
 - 4 議長は、都会長又は都会長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 定足数は、構成員の2分の1以上とする。

(議事録)

- 第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 議事の経過及び要領とその結果
 - (3) 会議において述べられた一定の意見又は発言の内容の概要
 - (4) 会議に出席した理事役又は支部長等の氏名
 - (5) 議長の氏名
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された理事役2名が署名しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第34条 本会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。
- (1) 隊友会本部からの助成金
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第35条 資産は、都会長が管理し、その方法は理事役会の議決による。

(予算及び決算)

- 第36条 都会長は、毎会計年度開始前に、次年度都隊友会収支予算書(案)を作成し、理事役会に提出してその承認を受け、当該収支予算書を毎年3月5日までに隊友会理事長に報告するものとする。
- 2 都会長は、都隊友会決算について都隊友会正味財産増減計算書を作成し、毎年4月15日までに、監査報告書を添えて、隊友会理事長に報告する。この際、期日に間に合わない場合は、見込額として報告し、修正が必要な場合は、速やかに隊友会理事長に報告するものとする。
 - 3 都会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に、都隊友会収支決算書を財産目録と共に都

総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 37 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 香典等並びに表彰及び感謝状

(弔電等並びに顕彰状及び隊友会旗による弔意)

第 38 条 都会長は、役員及び支部長が死亡した場合に、弔電を打電するとともに、香典を贈呈することができる。また、支部長は、会員が死亡した場合に、弔電を打電するとともに、香典を贈呈することができる。

2 都会長は、会員が死亡し、遺族及び支部長から要請があった場合には、顕彰状及び隊友会旗をもって弔意を表すことができる。

(表彰権者)

第 39 条 都会長は、表彰及び感謝状贈呈の内容が都隊友会全般にわたる場合、並びに地区支部協議会長又は支部長が申請し、かつ、会長がこれを妥当と認めた場合に贈呈する。

2 地区支部協議会長は、表彰及び感謝状贈呈の内容が地区支部協議会全般にわたる場合、並びに支部長が申請し、かつ、地区協議会長がこれを妥当と認めた場合に贈呈する。

3 支部長は、表彰及び感謝状贈呈の内容が支部全般にわたる場合に贈呈する。

(表彰の実施)

第 40 条 表彰は、正会員及び本会の下部組織が次の各号の 1 に該当する場合に実施する。

- (1) 各種事業を活発に行い、特に公益目的事業に関する活動が良好であること
- (2) 正会員の増勢及び会務運営の活動が良好であること
- (3) 永年にわたり正会員であり、その業績が顕著で他会員の模範であること
- (4) 予備自衛官等である会員が、引続き 10 年以上訓練招集に出席していること
- (5) 前号の会員が、予備自衛官等の定年退職に際し、5 年以上正会員であること
- (6) その他、都会長が必要と認めた場合

(感謝状の贈呈)

第 41 条 感謝状の贈呈は、前条の表彰対象者以外の個人、並びに団体及び部隊・駐屯地・基地等（以下「団体等」という。）が、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 隊友会の育成と拡充発展に寄与し、その功績が著しいこと
- (2) 隊友会の行事に対する直接支援の功績が著しいこと
- (3) 正会員への入会促進の支援の功績が著しいこと
- (4) その他、都会長が必要と認めた場合

(表彰及び感謝状贈呈の時期並びに審査)

第 42 条 表彰及び感謝状の贈呈は、通常都総会時に行う。ただし、必要と認めた場合は、その都度実施する。

2 隊友会本部への表彰等の上申、並びに本会における表彰及び感謝状贈呈は、都会長、副会長及び監事が審査して決定する。

(第 1 種功労章の適用)

第 43 条 都会長の表彰を受けた正会員が装着できる第 1 種功労章は、Ⅱ型とする。

2 地区支部協議会長又は支部長の表彰を受けた正会員が装着できる第 1 種功労章は、Ⅲ型とする。

第10章 個人情報保護

(保護管理者)

第 44 条 本会に保護管理者一人を置き、事務局長をもって充てる。

2 保護管理者は、本会における保有個人データの管理にかかる事務を行う。

(保護責任者)

第 45 条 各紙部長を、保護責任者に指定する。

2 保護責任者は、保護管理者を補佐する。

3 保護責任者は、保護管理者の示すところにより、保有する名簿等について個人情報管理簿（様式 別紙）を作成し、保護管理者に提出する。

第 11 章 規約の変更及び委任

(規約の変更)

第 46 条 この規約は、隊友会定款その他上部規則類の改正の場合を除き、都総会において、その出席者の過半数の同意を得なければ変更することができない。

(委任)

第 47 条 この規約の施行について必要な事項は、都会長が理事役会の議決を経て別に定める。

2 地区支部協議会長及び支部長は、それぞれの理事役会の議決により、必要な事項を定めることができる。この場合には、都会長に報告するものとする。

附則

1 この規約は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

2 この規約は、平成 25 年 6 月 11 日から改正施行する。

個人情報管理簿

東京都隊友会 支部

名 称	
作 成 日	
利用目的	
記録事項	
記録範囲	
記録情報の 収集方法	
記録情報の 定常的提供先	
個人情報の 種 別	
備 考	